

※1 目的と適用範囲

この計画は、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、管理権原の及ぶ 旧氷川学童館 2階 部分に勤務等する者は、この計画を守らなければならない。

※2 火災予防上の自主検査

火災予防上の自主検査は、別表1-1、1-2に基づき実施する。

	検査実施日	検査実施者	その他必要事項
別表1-1	毎日 終業時	最終退所者	
別表1-2	6月、12月	防火管理者	渋谷区防災課の点検あり。

・不備欠陥事項の改修は、協議事項に基づく責任範囲により管理権原者が行う。

※3 防火対象物及び消防用設備等の点検

- (1) 管理権原者は、防火対象物（※防災管理）及び消防用設備等の法定点検について、法令に規定する期限内に報告できるよう計画的に点検する。
- (2) 防災管理者（防火管理者）は、点検結果を管理権原者に報告し、不備については改修計画を樹立し整備する。
- (3) 防災管理者（防火管理者）は、点検結果の記録を「防火・防災管理維持台帳」に編冊して、整備し保存する。
- (4) 点検時以外で、不備を発見した場合についても計画的に改修する。
- (5) その他 消火器、非常ベル、誘導灯、火災報知機の点検（6、12）月 警報設備の点検（6）月

※4 従業員等の守るべき事項

- (1) 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないこと。
- (2) 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- (3) 喫煙は、指定された場所で行う。室内は全面禁煙とする。
- (4) その他
調理など、火気設備器具を使用する場合は、周囲を整理し可燃物を近づけない。

5 放火防止対策

- (1) 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
- (2) 倉庫、書庫等は施錠する。
- (3) 終業時には、必ず施錠する。
- (4) その他
ア 挙動不審者を見かけたら、防火管理者に報告する。
イ ゴミ類は、ゴミ収集日の朝までゴミ集積所には出さない。

※6 工事等における安全対策

- (1) 防災管理者（防火管理者）は、模様替え等の工事を行う場合、工事人に対して工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行うこと。
- (2) 防災管理者（防火管理者）は、工事に立ち会うこと。
- (3) 工事人に対して、指定された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせないこと。
- (4) 工事人に対して、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定し、提示させること。
ア 火気を使用する工事を行う場合は、消火器等の準備をする。
イ 塗装などに危険物を使用する場合は、そのつど防火管理者の承認を受ける。
- (5) その他
放火防止のため、資材機材の整理、整頓をする。

※7 防火・防災教育

- (1) 従業員・新入社員等に必要の都度、教育を行う。
- ※★▲(2) 統括管理者及び告示班長並びに防災センター要員の資格管理については、協議事項に定める。
- ▲(3) 管理権原者は、「自衛消防技術認定証」の資格を有する者の育成を計画的に推進する。
- (4) その他
_____ 避難訓練を行う4月、9月の年2回及び、必要に応じて防災教育を行う。

※8 訓練

(1) 実施内容等

訓練種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	火災等発生から消防隊到着までの一連の訓練を行う。	おおむね 1 2 月
部分訓練	消火・通報・避難誘導等を個別に行う訓練 一時避難場所まで避難し、避難経路の確認をする。	おおむね 4 月と 9 月

(2) 訓練の事前連絡

訓練を実施する場合は、事前に消防機関に連絡する。

(3) 実施結果の検討等

自衛消防訓練終了後直ちに訓練の実施結果について検討するとともに、別表3「自衛消防訓練実施結果記録書」に記録し、以後の訓練に反映させるものとし、「防火・防災管理維持台帳」に綴じて、訓練を行った日から3年間保管する。

※9 消防機関への連絡、報告

- (1) 消防計画の変更の届出
- (2) 用途変更等により、防火対象物の内容を変更するときの「防火対象物使用開始届出」
- (3) 防火対象物、消防用設備等・特殊消防用設備等の点検結果を消防署長に報告
- (4) 改装工事を行うときの「工事中の消防計画」
- (5) 消火、避難訓練を実施する際の通報
- (6) 自衛消防組織設置（変更）届出
- (7) その他

_____ ア 火を使用する設備の届出 _____ イ 催物の届出 _____ ウ 消防用設備の設置の届出

※▲10 防火・防災管理業務の一部委託（有・無）

防火・防災管理に関する業務の一部を、別表2のとおり委託する。

※★11 統括防火・防災管理者への報告

※★▲12 自衛消防組織

(1) 管理権原者の責務

- ア 管理権原者は、他の管理権原者と共同して自衛消防組織を設置及び運営し、共同してその責任を有する。
- イ 管理権原者は、協議事項を遵守する。
- ウ 管理権原者は、共同して統括管理者を選任し、自衛消防組織を統括させるものとする。

(2) 自衛消防組織の協議会及び統括管理者

- ア 自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営は、協議事項に定める。
- イ 自衛消防組織の統括管理者の選任及び責務は、協議事項に定めた内容によるものとする。
- ウ 統括管理者は、協議事項に定める業務を行う。

※ 13-A 事業所自衛消防隊の編成及び任務等

事業所自衛消防隊を編成する場合

★▲事業所自衛消防隊は、協議事項に定める防火対象物自衛消防隊の地区隊となるものとする。

★▲事業所自衛消防隊は、管理権原の及ぶ範囲を担当するが、防火対象物自衛消防隊長の命令により、防火対象物全体で活動するものとする。

事業所自衛消防隊

事業所本部隊

管理権原者 [野崎 克己]

事業所自衛消防隊長
[野崎 克己]



事業所自衛消防隊長の代行者兼副隊長

1 [久米 隆]

2 [田崎 遼]

通報連絡(情報)班

[所長]

[主任]

[職業指導員]

初期消火班

[職業指導員]

[生活支援員]

[]

避難誘導班

[職業指導員]

[生活支援員]

[]

応急救護班

[生活支援員]

[]

[]

[]

[]

[]

[]

災害等発生時の任務

- (1) 非常ベルを鳴らす。
- (2) 119 番通報及び防災センターへ連絡する。
- (3) 到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡にあたる。

警戒宣言が発せられた場合の任務

- 情報収集担当とする。
- (1) テレビ、ラジオ等により、情報を収集する。
- (2) 事業所自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。

- (1) 水バケツ、消火器等を使用し、初期消火する。
- (2) 天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。

- 点検担当とする。
- (1) 担当区域の点検を行い、転倒落下防止等の被害防止措置を実施する。

- (1) 避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導にあたる。
- (2) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。

- 災害等発生時の任務と同じ。
- (1) 警戒宣言が発せられた場合の伝達に先立ち、出入口等に配置につく。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合の伝達に伴い避難誘導を行う。

(1) 負傷者に対する応急救護

○ 点検担当とする

- (1) 薬品などの点検を行い、必要とする持ち出し品を準備する。

※ 14 震災対策

- (1) 防災管理者（防火管理者）は、地震時の災害を防止するための自主検査を別表 1-1 及び別表 1-2 で定め実施するとともに、ロッカー等の転倒防止措置及び窓ガラスの飛散防止措置を行う。
 - (2) 地震に備え、次のことを実施する。
 - ア 非常用物品等を確保し、点検整備を行う。
 - イ 従業員や従業員の家族の安否確認方法や連絡手段として、災害用伝言ダイヤルを活用する。
 - ウ オフィス家具等の転倒・落下防止に努める。
-
- (3) 地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。
 - ア 地震発生直後は、自身の身の安全を守ることを第一とする。
 - イ 揺れがおさまったら、火気設備器具の直近にいる従業員等は、電源及び燃料の遮断等を行い、防火担当責任者等に状況を報告する。
 - ウ 防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため建物、火気設備器具等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急処置を行う。
 - (4) 地震時の活動は、前記自衛消防隊による活動を原則とする。また、この編成では対応が困難と認められる場合は、自衛消防隊長は、担当を増強若しくは移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
 - ア 自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底させるとともに、混乱を防止するために建物内にいる在館者に適切な指示を行うこと。
 - イ 避難にあつては、自身の身の安全を確保した後、安全に屋外へ避難させる。
 - ウ 状況により、客の避難誘導を先に行う。
 - エ 在館者等を広域避難場所 青山学院・実践女子学園一带 へ誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。
 - オ 要救助者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせるとともに、周囲の者と協力して救出活動を行う。
 - カ 事前に周辺事業所と震災時の応援体制を図り、必要に応じ、周辺地域の消火活動、救助・救護活動を行う。
- ★▲キ 応援協定の締結等協力体制の確保については、協議事項で定める。

（施設再開までの復旧計画）

- (1) ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策をあらかじめ講じておく。
- (2) ターミナル駅への帰宅困難者の殺到を防ぐため、交通機関の運行状況等の情報を収集し、在館者に適宜伝達する。
- (3) 事業再開時には、建物の被害状況を把握し、身の安全を図り復旧作業を行う。
- (4) 火気設備器具等の破損状況を検査し、安全であることを確認した後使用を再開する。

（警戒宣言が発せられた場合における対応措置）

- (1) 防災管理者（防火管理者）は、警戒宣言が発せられた旨の内容を事業所内の者に伝達する。
- (2) 防災管理者（防火管理者）は、火気使用禁止及び施設、設備の点検を実施し、被害の発生防止措置等を実施する。

※▲ 15 大規模テロ等に伴う災害対策

- (1) マスク、防護衣等の避難誘導のための資器材を配置した場合、定期に点検を行う。
- (2) 大規模テロ等に伴う災害時の活動は、前記自衛消防隊による活動を原則とする。また、この編成では対応が困難と認められる場合は、自衛消防隊長は、担当を増強若しくは移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
- (3) 行政機関からの指示等に従うことを原則とする。
- (4) 行政機関からの指示等は、確実に収集できる体制をとり、指示等があった場合は、在館者に確実に伝達する。
- (5) 自己事業所で発生した場合を除き、原則として屋内にとどまり行政機関からの指示を待つ。
- (6) その他

▲ 16 大雨・強風対策

- (1) 日頃から側溝、排水溝の清掃、強風による落下危険のある物の除去、固定措置等を実施しておく。
- (2) 大雨、強風に伴う災害時の活動は、前記自衛消防隊による活動を原則とする。また、この編成では対応が困難と認められる場合は、自衛消防隊長は、担当を増強若しくは移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
- (3) 建物外部に通じる窓・扉を閉鎖する。
- (4) 資器材の点検・整備を行う。
- (5) 道路冠水等により地下室が浸水するおそれがある場合、地下室の立入制限、エレベーターの使用制限を行う。
- (6) 浸水防止措置を実施する。
- (7) その他

▲ 17 受傷事故等に係る自衛消防対策

- (1) 従業員の救命講習受講等の促進を図る。
- (2) 応急救護資器材を配置している場合、定期的に点検・整備を行う。
- (3) 受傷事故等発生時の活動は、前記自衛消防隊による活動を原則とする。また、この編成では対応が困難と認められる場合は、自衛消防隊長は、担当を増強若しくは移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
- (4) 受傷事故等発生時、傷病者のそばにいる者は、応急手当を行うとともに、消防機関へ通報する。
- (5) 応急救護の知識・技術を持った者がいる場合は、応援要請を行う。
- (6) 人員に余裕のある場合、玄関等から救急隊を、現場へ誘導する。
- (7) 救急隊到着後は、救急隊員の指示にしたがう。
- (8) その他

※ 18 その他防火・防災管理上必要な事項

※ 19 避難経路図の掲示

